

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人	千円
		-	-
		3,677	231,998,506
		156	5,096,060
		2,091	20,205,284
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		579	2,071,323
債 務 控 除 額		3,701	218,960,604
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額			
課 税 価 格			
相 続 税 額	算 出 税 額	3,645	26,529,540
	2 割 加 算 額	436	359,546
	計	3,645	26,889,086
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	146	112,044
	配 偶 者	546	6,430,191
	未 成 年 者	43	13,668
	障 害 者	128	120,544
	相 次 相 続	131	136,176
	外 国 税 額	-	-
	計	945	6,812,624
差 引 税 額	3,170	20,076,463	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	63	416,934	
小 計	3,166	19,659,529	
農 地 等 納 税 猶 予 額	7	176,279	
株 式 等 納 税 猶 予 額	9	205,885	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	3,162	19,300,259
	還 付 税 額	21	22,895
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,225	99,380,000	

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 21 年分	3,079	178,457,209	19,727,826	5,739,518	2,615	13,274,068	25	41,548	1,037
平成 22 年分	3,300	193,961,970	21,667,106	6,709,482	2,805	14,646,111	31	54,976	1,129
平成 23 年分	3,326	189,143,796	20,071,601	5,375,789	2,842	14,388,658	22	45,274	1,139
平成 24 年分	3,378	191,307,941	20,722,871	5,452,983	2,826	14,852,908	37	106,001	1,154
平成 25 年分	3,701	218,960,604	26,889,086	6,812,624	3,162	19,300,259	21	22,895	1,225

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	547	31,984,506	459	2,542,119	184
熊本東	226	13,756,362	195	1,195,417	75
八代	118	6,642,867	97	413,996	37
人吉	29	1,727,222	25	158,036	12
玉名	46	2,634,039	39	167,638	16
天草	56	4,489,840	47	500,418	19
山鹿	11	624,746	10	23,187	6
菊池	104	5,463,768	91	510,667	31
宇土	44	1,847,828	40	105,618	10
阿蘇	32	1,712,069	29	86,352	11
熊本県計	1,213	70,883,247	1,032	5,703,448	401
大分分	393	22,602,317	326	1,575,568	134
別府	160	9,796,159	134	813,560	60
中津	74	4,872,244	67	392,945	25
日田	77	4,163,918	70	418,546	23
佐伯	36	2,849,244	33	286,253	14
臼杵	23	976,360	20	28,239	9
竹田	18	965,427	16	59,144	5
宇佐	46	8,526,173	41	2,203,859	15
三重	16	863,793	13	39,275	6
大分県計	843	55,615,635	720	5,817,389	291
宮崎崎	345	21,074,872	291	1,726,337	113
都城	94	5,375,046	81	461,825	35
延岡	99	4,774,442	86	277,967	33
日南	34	2,687,412	29	350,216	9
小林	29	1,784,853	27	166,663	9
高鍋	33	1,223,823	26	26,821	10
宮崎県計	634	36,920,448	540	3,009,828	209
鹿児島島	597	32,506,325	519	3,082,518	188
川内	42	1,836,415	34	95,393	14
鹿屋	59	3,835,505	51	501,057	21
大島	10	1,441,425	9	234,941	3
出水	50	2,804,849	44	157,149	16
指宿	27	1,602,797	18	105,352	8
種子島	17	713,739	14	25,844	4
知覧	52	2,325,428	47	99,602	16
伊集院	18	877,644	17	36,055	7
加治木	117	6,193,307	98	369,157	40
大隅	22	1,403,840	19	62,526	7
鹿児島県計	1,011	55,541,274	870	4,769,595	324
総計	3,701	218,960,604	3,162	19,300,259	1,225

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 3,714	千円 219,027,230	人 3,177	千円 19,195,189	人 1,225
	修正申告による増差額	59	159,312	82	153,416	41
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	42 △	225,938	47 △	48,345	19
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,701	218,960,604	実 3,162	19,300,259	実 1,225
過 年 分	申 告 額	120	5,098,360	101	283,454	54
	修正申告による増差額	700	10,247,033	965	1,623,027	406
	更正による増差額	1	55,000	3	9,625	1
	更正等による減差額	159 △	1,446,387	182 △	364,518	87
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 973	13,954,006	実 1,235	1,551,588	実 482
合 計	申 告 額	3,834	224,125,590	3,278	19,478,642	1,279
	修正申告による増差額	759	10,406,345	1,047	1,776,443	447
	更正による増差額	1	55,000	3	9,625	1
	更正等による減差額	201 △	1,672,325	229 △	412,863	106
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,674	232,914,610	実 4,397	20,851,847	実 1,707

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「過 年 分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 26	千円 10,244	人 -	千円 -
過 年 分	654	84,466	75	16,867	36	25,984
合 計	654	84,466	101	27,110	36	25,984

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	292	24,061,452	797,116	214,283	369,191	649
1 億円超	651	90,134,796	1,362,768	969,492	3,868,940	2,109
2 "	159	38,207,331	281,372	366,112	3,266,551	581
3 "	81	30,568,250	1,116,986	253,651	4,188,183	308
5 "	24	14,183,406	369,011	111,571	2,066,451	91
7 "	9	7,043,495	145,479	21,879	1,383,332	41
10 "	8	11,155,742	284,487	129,300	3,078,235	30
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	1	3,672,758	676,670	12,000	974,305	4
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,225	219,027,230	5,033,890	2,078,288	19,195,189	3,813

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	5	75	94	86	32	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	3	49	111	229	183	50	17	6	2	1	-	-
2 "	1	4	24	47	56	16	7	2	-	-	-	2
3 "	-	3	11	30	23	8	3	1	-	-	-	2
5 "	-	1	2	5	10	5	1	-	-	-	-	-
7 "	-	-	1	3	2	1	-	-	1	1	-	-
10 "	-	-	1	3	2	1	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	132	244	403	309	81	29	9	3	2	-	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	324	4,703,675
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	440	6,913,949
	宅地（借地権を含む。）	1,132	65,517,621
	山林	423	802,781
	その他の土地	412	7,838,666
	計	1,159	85,776,691
家屋、構築物		1,080	14,333,036
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	134	278,751
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	19	76,265
	売掛金	36	103,486
	その他の財産	97	734,872
	計	207	1,193,374
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	256	11,134,182
	同上以外の株式及び出資	658	10,179,176
	公債及び社債	257	5,335,305
	投資・貸付信託受益証券	336	6,559,009
	計	870	33,207,672
現金、預貯金等		1,219	64,611,442
家庭用財産		868	501,453
その他の財産	生命保険金等	335	10,796,107
	退職手当金等	96	4,810,807
	立木	150	256,626
	その他	1,059	16,568,518
	計	1,112	32,432,059
合計		1,224	232,055,726
相続時精算課税適用財産価額		106	5,033,890
債務等	債務	1,087	17,760,383
	葬式費用	1,188	2,380,292
	計	1,215	20,140,675
差引純資産価額		1,225	216,948,942
暦年課税分贈与財産価額		305	2,078,288
課税価格		1,225	219,027,230

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。